物　　件　　調　　書

物件番号	1405

所在地	高知県土佐清水市浜町２番２					
住居表示	高知県土佐清水市浜町２番街区					
現況地目及び面積等	宅地	449.12 ㎡			工作物	一式
		―――――			立木竹	―

登記簿記載事項							
	地番	２番２					
	地目	宅地					
	数量	449.12㎡					

接面道路の状況				
南側	舗装市道	幅員約　16.2 m	（法第４２条第１項第１号道路）
東側	舗装市道	幅員約　7.8 m	（法第４２条第１項第１号道路）

法令に基づく制限			
建築基準法 都市計画法	都市計画区域内（非線引）		
	用途地域	指定なし	
	地域・地区	指定なし	
	建蔽率	７０％	
	容積率	３００％	
	高度制限	指定なし	
	防火指定	指定なし	
その他	建築基準法第２２条　　宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条 津波防災地域づくりに関する法律第５３条第１項		

私道の負担等に関する事項				
私道負担	無	負担の内容		
道路後退	無	負担の内容		

供給処理施設の概要				
供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無	
電気	接面道路配線　有	―	―	
公営水道	接面道路配管　有		無	
公共下水道	接面道路配管　無	未定	未定	
都市ガス	接面道路配管　無	未定	未定	

交通機関		
鉄道等	―	
バス	高知西南交通バス　汐見町バス停の　南東方　約0.2㎞　徒歩3分	

公共施設			
土佐清水市役所	清水小学校	清水中学校	

参考事項
別紙（次頁）を参照してください。

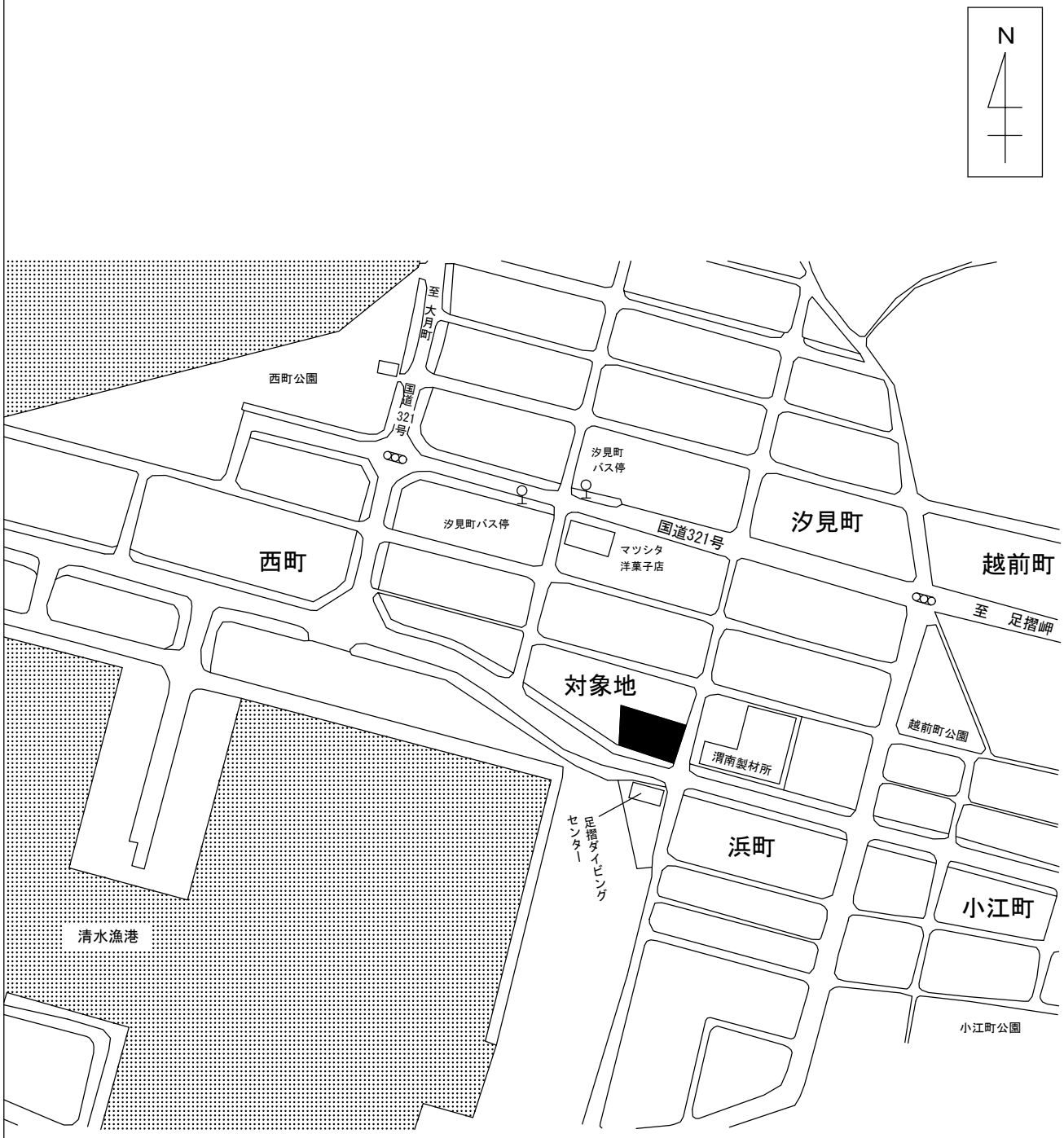
※　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号　1405

◎本物件は、現状有姿による売払いです。
◎宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：高知県土木部都市計画課）
◎津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課）
◎以前は国の庁舎敷地でした。
◎工作物一式の内訳は、囲障、諸標ほかです。
◎本地内西側・東側にブロック塀（一段積み）が設置されています。
◎本地南西側上空に複数の空中線が通っています。
◎本地を含む周辺地域は、土佐清水市による水防法に基づく水害ハザードマップが作成されておりません。詳細については、土佐清水市危機管理課にご照会ください。
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは、「建築基準法」を指しています。

物件番号　　1405

案　　内　　図

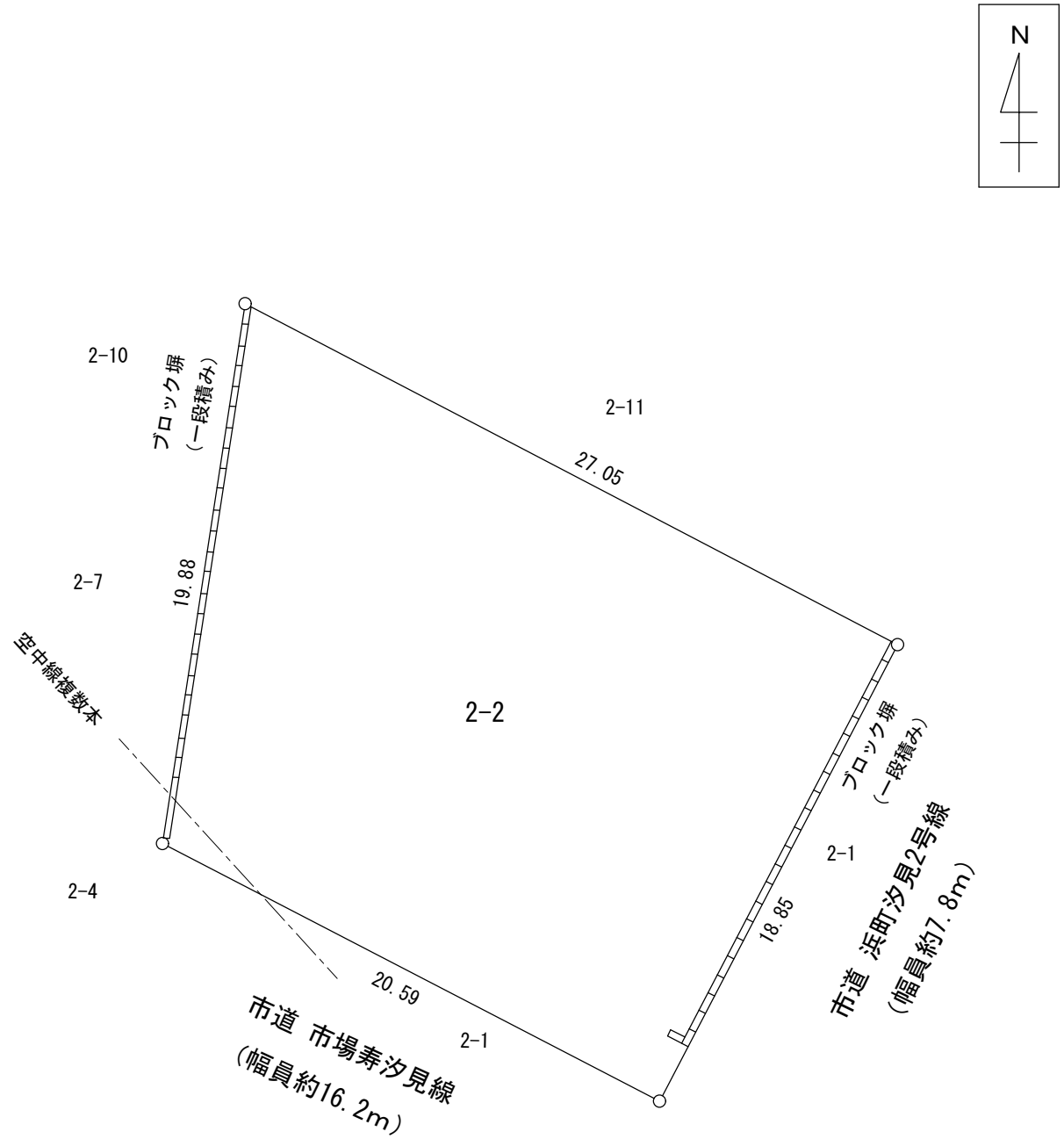


■　売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号	1405

明　　細　　図



単位：m

高知県土佐清水市浜町2番2	物件番号　1405

現　況　写　真

